

2 良好な景観の形成

景観づくりにおいては、自然や歴史的条件だけではなく、地域の個性に裏付けされた「美しさ」、「親しみやすさ」、「わかりやすさ」が感じられる空間を形成することが求められます。

美しく、質の高い景観づくりを進めていくためには、行政・事業者・県民が一体となった総合的・計画的な取組が重要であり、地域の自然環境や歴史的な建造物等を活かし、これらと調和のとれた美しいまちなみや農山漁村の景観を形成します。

ア 美しく親しみやすい景観の形成

- 道路計画の策定に当たっては、地域の地形や自然環境に配慮した路線選定（エコロード）や道路構造の採用に努めるとともに、道路整備に伴って生じた盛土・切土については、法面に植栽を実施し、自然の回復に努めます。
- 道路の整備に当たっては、動植物の生態系に配慮し自然環境の保全に努めるとともに、海岸や溪谷など周辺景観との調和を図ります。
- 地域性豊かな魅力ある観光地とするため、景観と調和した道路整備を進めます。
- 産業団地の整備にあたっては、工場の外観、植栽等も含めた包括的な景観整備に対する補助事業などの支援を行います。
- 漁港施設や海岸保全施設の整備に当たっては、漁港本来の機能を確保しつつ、景観に配慮した構造について検討し、周辺環境と調和した施設の整備を進めます。
- 環境と調和のとれた魅力ある生活空間、都市景観を形成するため、きめの細かいデザインの配慮を行うなど、沿道の修景（電線の地中化、街路灯、道路標識、舗装の景観配慮、屋外広告物等の適切な誘導）に努めます。
- 比較的小さな地域を対象に、住民が主体となって開発行為や建築行為を規制・誘導する地区計画制度の活用を進めます。

イ 環境美化意識の醸成

- まちや身近な河川の美観や自然の景観を維持するための地域住民による一斉清掃など、自主的取組を支援・推進することにより、県民一人ひとりの環境美化意識の醸成を図ります。